

30第17号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

受理年月日 平成30年8月27日

陳情者 東大和市向原6-1389-3  
ひつまぶしの会  
代表 柳下 進

付託する委員会 建設環境委員会

#### 陳情趣旨

ひつまぶしの会がことし6月の市議会に提出した「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情」は、「委員より過去からの経過が時系列にわかる資料に基づいて検討したいという資料要求の動議、及び本件を継続審査とする旨の動議」が提出され、継続審査となりました。そこで、ひつまぶしの会からも追加資料と意見を添えて建設環境委員会に提出し、所管事務調査をしていただくことを強く要望するもの。

#### 陳情理由

26億円の建設費と毎年の維持コスト2億4千万円の高額な費用をかける小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の事業の進め方には、その行政手続や説明、答弁に問題・疑問がある。事業の進め方について所管事務調査を行い問題・疑問の徹底検証をする必要がある。

問題・疑問は次のとおり。

1. 東大和市議会の決議と尾崎市長の都市計画審議会への諮問についての問題（市議会の決議無視）
  - ① 平成22年3月26日東大和市議会決議 「小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設の（リサイクルセンター）建設について抜本的な見直しを求める決議」 具体的には、「3市共同資源物処理施設を建設する構想については、想定地とされている場所の立地条件、土地の大きさによる制約、周辺環境に与える影響、建設コストの3市の市民負担、将来の国のリサイクル政策に関する不透明さなどの点から、新たに恒久的な施設を建設することは、現下の経済情勢の上からも、再考すべきである。」

- ② 平成24年2月15日庁議、ポイントは、都市計画決定手続を進めることが事実上不可能である。としたこと。
- ③ 平成25年第1回建設環境委員会記録（20ページ）押本委員の発言では、「現在の平成22年3月に可決されました白紙を含めた抜本的な見直しや民間委託などを中心に低コストで行うこととの東大和市議会の決議が現在も生きているということが事実であります。また市側もそれにのっとってやっていくということが今確認されました。
- ④ 平成26年4月26日付、ひつまぶしの会代表から尾崎市長宛て「3市共同資源物処理施設建設による東大和市民への影響について再度お伺い致し度」
- ⑤ ④の尾崎市長からの回答（平成29年6月1日受理）
  - ④、⑤のポイントは、2品目で進めることにつきましては、意思決定過程の段階であることから、市議会の議決案件にはなりません。 と回答があったこと。

以上の事実からすると、尾崎市長は市議会の決議を無視して、都市計画審議会に諮問したこととなる。

この点について、平成30年7月16日付市長への手紙にてお伺い、回答書を平成30年8月19日に受理しました。

その回答内容は、  
平成28年11月、小平・村山・大和衛生組合から「3市共同資源物処理施設に伴う都市計画決定について」依頼を受け、都市計画審議会に1年にわたり説明した上で、市民に必要不可欠な施設であることから、諮問した。  
地方自治法第96条第1項には、議会が議決しなければならない事項が規定されている。その中に都市計画決定については含まれておらず、東大和市議会の議決すべき事件として、条例にも議会の議決すべきものとされていない。

回答のポイントは、  
依頼があったから、判断して諮問した。

96条第1項、議会の議決権を行使する議決対象事項の列举に都市計画決定はない。

である。

この回答の意味は、市議会の決議は議決ではないから無視した。さらには、決議があるから「都市計画決定手続を進めることは事実上困難」とした表明もみ

ずから翻した。市議会の軽視といえる。

- ① の市議会の決議は、3市共同資源物処理施設について抜本的な見直しを求める決議であること。東大和市議会の決議が現在も生きている。市側もそれにのっとってやっていく。
- ② これに行政みずから「都市計画決定手続を進めることが事実上不可能」として表明
- ③ 意思決定過程の段階であることから、市議会の議決案件にならない。（意思を決定したら議決案件になると表明？）

上記①から③の事実、市議会の決議は行政にとり何なのか？ 行政みずから市議会の決議を認めて、「事実上不可能としている」と表明。「意思の決定過程の段階であるから」と回答 について、建設環境委員会でぜひとも事務調査を行い究明していただきたい。 市議会の決議は議決ではないから無視しますという行政について。

2. 平成25年1月8日3市共同資源化事業に関する基本事項確認書、平成25年11月29日3市共同資源化事業に関する確認書の庁内手続が適正に行われているかの問題。

これについても1と同じ回答書で、  
確認書の締結につきましては、今後の事務等について、衛生組合が主体となり4者の共通認識を文書で交わしたものでありますことから、庁議に付してはおりません。庁内手続については、平成25年1月8日付及び同年11月22日付の起案書の決裁により、適切に行っております。

このポイントは、共通認識を文書で交わしたものだから、庁議の対象ではない。としていること。

平成29年7月の都市計画の原案の説明会回答に（平成29年9月説明会資料14ページから、15ページ）

「本施設は、必要な施設であることから、平成25年11月に再度確認書を交わしております。これは、東大和市の立場として、市内にごみ処理を初めとする各種の処理施設を1市の単独で整備していくことは、財政的にも用地確保の面においても困難であることから、廃棄物処理が滞り、市民生活に多大な影響を生じさせないためのものであります。したがって、一部事務

組合におけるごみ処理を継続するため、市民にとって最善の策として、再度、確認書を交わしたものであります。

さらには、平成25年11月29日確認書の

1項、(1)整備地は、現東大和市暫定リサイクル施設用地とする。

(2)共同処理の対象品目は ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の2品目とする。

以上の事実から判断すると、明らかに東大和市の意思表示である。共通認識の文書とは何なのだろうか？ その効果は？

仮に、回答にあるように共通認識としたら、共通認識に盛り込むための東大和市の意思の決定がこれに先行してあることになる。 これを決めた庁議はいつなのかを確認する必要がある。 建設環境委員会で事務調査を行い究明していただきたい。

また、3市共同資源物処理施設の建設は進んでいるが、東大和市が建設用地を小平・村山・大和衛生組合に賃貸した契約手続が適切になされているかを確認していただきたい。

さらには、平成30年8月19日受理（郵便受けに投函）した回答書には作成年月日の記載がないことは行政の文書として、違和感を覚えることもあります。

### 3. 東京都との都市計画決定に関する打ち合わせの問題（適切な報告をしていないこと）

- ① 平成29年8月17日付尾崎市長から小池都知事宛て「都市計画ごみ処理場の決定に係る都市計画法第19条3項の協議について」
  - ② 平成29年9月20日付小池都知事から尾崎市長宛て協議結果通知書
  - ③ 平成29年9月22日付東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長から東大和市都市建設部都市計画課長等宛て「立川都市計画ごみ処理場の決定について（照会）」
  - ④ 平成29年9月28日付東大和市都市建設部都市計画課長等からの③に対する回答
  - ⑤ 平成29年10月25日付非公開決定通知書
- ① から⑤については、東大和市は東京都に対し協議中に審議された陳情結果に

ついて情報提供をせず、小池都知事から協議結果を得たという問題がある。  
具体的には、尾崎市長は小池都知事に平成29年8月17日に協議し、同年9月20日に（都として意見はありません）との協議結果通知を得ている。  
一方、東大和市議会では、平成29年8月28日に「3市共同資源物処理施設建設推進の陳情」、同年8月29日に「3市共同資源物処理施設の都市計画決定手続き中止を求める陳情」が提出され、同年9月15日に開催された建設環境委員会で「建設推進の陳情」は不採択。「都市計画決定手続き中止を求める陳情」は採択され、同年9月22日の本会議で同様の決議がされている。

また、③の照会状の中身は、

平成27年10月5日付東京都議会への請願「東大和市に建設予定の3市共同資源物処理施設について十分な協議を求める」が提出され、事業計画の進め方への疑問等が示された。

原案縦覧時にも必要性を問う意見書などが提出された。

近年、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められている。

都は本件について、引き続き地域住民への十分な説明を行い、理解を得ていくことが必要と考えます。

つきましては、表記の都市計画決定に係る知事協議にあわせ、地域住民の不安の払拭、理解の促進などに対する貴市の考えについて照会します。

この点等について、平成29年12月4日と25日に東京都庁で、都市整備局都市基盤部施設担当秋山課長、都市整備局都市基盤部調整課施設計画担当石原課長代理と面談しました。

面談で判明した事実は、陳情結果について東大和市から東京都への報告は、平成29年9月25日の午後に東大和市のごみ対策課中山課長から石原施設計画担当課長代理に電話があった。さらには、④の回答には、陳情結果等が記載されていない事実もある。

問題は、東京都との協議中に「建設の推進の陳情」と「都市計画決定手続き中止の陳情」が審議されまさに東京都との協議内容そのものが議会により否決されたことである。なぜ適切な時期に報告し協議を取り下げなかったのかという疑問がある。

ごみ対策課中山課長から石原施設計画担当課長代理への報告内容や、協議中になぜ陳情結果を報告しなかったかを事務調査を行い質していただきたい。

#### 4. 行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行への疑問

廃プラ施設の必要性の根拠の矛盾

① 平成26年3市共同資源化事業基本構想（案）

② 小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画（案）

廃プラ施設を、市民生活に必要不可欠な施設として建設する。資源化を行わずに、小平中島町にあるごみ焼却施設で焼却しサーマルリサイクルを行うことは、ごみ搬入量を現在よりも増加させ、新しい焼却施設の規模を、資源化を行う場合に比べ、大きくすることになる。ところが、組合から提出された②の資料では、サーマルリサイクルしてもごみの量が増加しないことが判明している。

③ 平成30年2月1日発行東大和市議会だより第261号から

行政の答弁、「3市の枠組みを続けていくことは必要性また重要性があり、それを本当に失うか否かという状況にあるという現実は、」

一部事務組合の解散についての規定要旨は、

地方自治法 第288条（解散）解散は構成団体の協議、都知事に届け出

第290条 協議に当たっては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない

等とある。この規定に照らし、「それを本当に失うか否かという状況にあるという現実」について具体的に説明すべきである。

④ 平成29年5月都市計画審議会資料

東大和市が単独で可燃ごみを処理するとなった場合に必要となる経費

処理支援の依頼 年7億5千万円、焼却施設の建設費用 48億円と計算

枠組みが壊れると残りの2市も東大和市と同じこととなるが、2市の表示はない。東大和市民にいたずらに不安感を募らせるミスリード、不適切な開示。またこの情報開示が行政の答弁、一部市議会議員の意見として用いられた事実がある。

⑤ 平成29年4月25日3市ごみ処理事業推進本部総合調整部会会議要録

街づくり懇談会において、容器包装プラスチック及びペットボトルについて、

「現在の民間委託で問題ないのでは」との質問があった。「民間委託先の自治体の了解が得られる将来的な約束がない」と説明したが、これでは不十分であると考えている。将来的な約束の担保を示すために「民間委託は、武蔵村山市から、平成30年度末までと言われている」と回答させていただきたい。これについては、武蔵村山市議会議員須藤氏が、武蔵村山市は東村山市からペットボトル、容器包装プラスチックを受け入れていると発言している。(当会の定例会で)民間委託先の自治体(武蔵村山市)の了解が得られる将来的な約束がない。と説明しているが、東村山市には了解し、東大和市は了解が得られない。この点を究明する必要がある。

⑥ 平成30年4月19日尾崎市長からの回答

「武蔵村山市の比留間運送さんが東大和市以外でも東村山市からもね、そういったものを受け入れてると。この事実は、ご存知だったんでしょうか。」との質問に、客観的事実を伝えるために、東村山市において、市民初め、広く事業の概要を周知する目的から発行している「秋水園事業概要」に基づき発言した。これでは回答にならない。行政が常に主張してきた自区内処理の原則とも絡むこととなりますので、究明する必要がある。

⑦ 3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会設置要綱

地域連絡協議会は3市と小平・村山・大和衛生組合の4者で合意したことを進める場である。として衛生組合は設置要綱とかけ離れた協議会の運営に終始した。第46回の地域連絡協議会(平成29年11月11日)では、協議会を一方向的に打ち切り解散した。解散に当たっては、合意も協議もする必要はないとして。

設置要綱をみずから無視している。(要綱第2条、8条に抵触)

⑧ 平成29年2月18日地域連絡協議会資料

協議会不参加団体及び連絡のない団体への対応

ここに記載されている対応をもって、「不参加団体22団体のうち、事業に反対するとの声はいただいていない」と表明しているが、この対応で「反対する声はいただいていない」とする行政の取り組み姿勢は適切なのか審議していただきたい。なお、協議会に参加していない団体に対して、4団体及び組合が行ったことがわかるもの、またそれに対して参加していない団体からの文書。配布されたもの、文書、訪問したリスト、伺った話わかるメモ・文書(平成28年11月22日情報公開請求。同年12月6日開示)の公開請求をしたところ、「参加していない団体からの文書、伺った話のわかるメモ・文書について

は不存在」との情報一部公開決定があったことを申し添えます。

以上のとおりの問題・疑問があります。ぜひとも市議会建設環境委員会で所管事務調査を行うことを決めていただき、3市共同資源物処理施設の建設事業について、その妥当性を検証していただきたい。

なお、添付資料として、平成30年7月16日付市長への手紙及び平成30年8月19日に受理した尾崎市長からの回答書を添付します。また、本陳情の①等で具体的に表示した資料は添付していませんが、いずれも行政が保有しているものです。 必要があれば、ひつまぶしの会から提供させていただきます。